



## 福島県沖地震により 被害を受けられた皆さまへ

発行 福島県伊達市総務部秘書広報課  
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地  
☎024-575-1113  
ウェブサイト <https://www.city.fukushima-date.lg.jp>

### 市長メッセージ

令和4年3月16日午後11時36分ごろ、福島県沖を震源とする地震（震度6弱）が発生しました。被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

市では、災害対策本部を速やかに設置して、5カ所の避難所を開設するとともに、市内各地域の巡回を実施いたしました。

伊達橋が大きな被害を受け、通行止めになるなど市民生活に大きな影響を受けておりますが、被災された市民の皆さまが、一日も早く安心安全な生活を再建できるよう、早急な復旧に向けて、職員一丸となって対応してまいります。

令和4年3月24日 伊達市長

須田博行

### 罹災（被災）証明書の申請受付



**災**害保険や各種支援制度に必要な場合があります。保険会社などに必要になるか確認してから必要な場合は申請してください。

■場所 市役所 1階シルクホール  
各総合支所（保原を除く）

■期間 平日（月～金）8時30分～17時15分  
土日 3月26日⊕、27日⊕、4月2日⊕、

3日⊕ 8時30分～17時15分

※土日は市役所 1階シルクホールのみ

※申請物件の被害程度は、後日実施する調査の結果などを基に判定します。混雑が予想されるため罹災証明書の発行までに相当の時間がかかりますのでご了承ください。

☎市民課 ☎575-0205

#### 申請時に必要なもの

	家屋（住宅、物置、店舗など）	家具・家財、自動車、農機具、機械設備など リサイクル家電（テレビ、パソコン、プリンターなど）
申請書類	罹災（被災）証明書交付申請書 ※窓口・ホームページでご確認ください。	
本人確認書類	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど ※申請者本人、または同一世帯員が来庁できない場合は委任状が必要です。	
添付書類など	家屋の外観（全体）1枚及び主な被災箇所3、4枚の画像などを印刷したもの ※後日、現地に調査員が被害程度の判定調査にお伺いします。	被害状況が分かる画像などを印刷したもの ※添付画像などをもとに被害程度を判定しますので、片付けや修理などをする前の画像を準備してください。

#### 申請手続きの流れ



# 災害廃棄物（ガレキなど）の処理

4月28日☎までは被災証明書の写しの提出不要で搬入可能です



**地震**により、発生した災害廃棄物（ガレキなど）の受け入れを行います。直接、伊達地方衛生処理組合へ搬入することができます。

■場所 伊達地方衛生処理組合

■期間 平日（月～金）

土日 3月26日☎、27日☎、  
4月2日☎、3日☎

■時間 午前の部 8時40分～11時30分  
午後の部 13時～16時

※家電リサイクル法対象品、デスクトップパソコンなどの搬入には、被災証明書の写しの提出が必要になります。

☎ 生活環境課 ☎ 575-1228

## 搬入可能なゴミ

通常ゴミ以外で受け入れ可能とするもの	受入ができないもの
① 木質がれき、塩ビタン、石類、瓦類、コンクリートガラ、土壁類、石膏ボード	地震災害に関連しない産業廃棄物、土砂、汚泥、灰、廃油、煙突（アスベストを含むもの）、断熱材（グラスウールを含むもの）、自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイールなど）、バイク、農機具類（エンジン付）、事業所（会社、工場、小売店、飲食店など）から排出される災害ゴミ、損壊家屋の解体撤去物など
② 家電リサイクル法対象商品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機）、デスクトップパソコンなど ※被災時に使用していた機器に限る	

## 本人確認

	3月18日～4月28日	5月2日～
上記の①	受付窓口で身分証明書を提示	受付窓口で被災証明書の写しの提出と身分証明書を提示
上記の②	受付窓口で被災証明書の写しの提出と身分証明書を提示	

※業者が搬入する場合は、業者の車に本人が同乗し、身分証明書を提示してください。



# 伊達市内の通行止めについて



**令和**4年3月16日の地震により以下のとおりとなっております。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## 通行止め（当面の間）

- 伊達崎橋 ●昭和大橋 ●伊達橋

## 迂回ルート

- 梁川大橋 ●徳江大橋 ●大正橋
- 相馬福島道路（伊達桑折IC～伊達中央IC間）
- 月の輪大橋

☎ 土木課 ☎ 573 5063

## ◆通行止め・迂回ルート位置図

